



法律相談援助のご利用の流れ

ご利用フロー

STEP
1

申し込み

申込者本人により、お電話でお申し込み【050-3383-5556】

STEP
2

資力等の確認

ご収入等について口頭で確認させていただきます
※収入等が一定額以下であることが要件です（c.f. 単身者の場合 182,000円以下）
詳細は、法テラスHP http://www.houterasu.or.jp/service/taimen_soudan/ でご確認ください

要件を満たしている場合

要件を満たしていない場合

専門の職員により適切な法制度や関係機関（法律相談・公的機関窓口）など解決のきっかけとなる情報を無料でご案内しています

STEP
3

契約弁護士・司法書士の紹介

相談内容を確認し申込者の居住地の契約弁護士かまたは司法書士をご紹介します（名簿順でのご紹介になります）

STEP
4

相談日時等の予約

法テラスから紹介を受けた事務所へお電話で相談日時をご予約ください
※相談を担当する弁護士・司法書士と相談日程（原則として土日祝日を除いて3日以内）を調整させていただきます

※法テラスへ直接来所された場合もSTEP 2より同じ手順となります